

仙台市強度行動障害支援者養成研修費補助金 のご案内

仙台市では、グループホームにおける強度行動障害のある方の受入を促進するため、指定障害福祉サービス事業所の従業者が「強度行動障害支援者養成研修」を受講する場合に、研修受講料や、代替職員の人件費等を補助する事業を実施し、この度令和5年度の受付を開始いたします。

●対象事業所

市内指定共同生活援助事業所、生活介護事業所、短期入所事業所

●補助対象経費

強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）の研修受講料、テキスト代
および研修受講にあたり確保する代替職員の人件費相当額

●上限額

研修受講料、テキスト代：従業者一人当たり 25,000 円
代替職員の人件費相当分：従業者一人当たり 14,000 円

●補助金交付の基本的な流れ

- ① 交付申請書等を市に提出 →市から交付決定を受ける
- ② 研修受講
- ③ 実績報告書等を市に提出 →市から確定通知を受ける
- ④ 市から補助金のお支払い

●申請受付期間

令和5年11月1日 ～ 令和6年3月31日

※本補助の申請前にすでに受講した分については、事前に担当までご相談ください。

※申請期間内であっても、予算上限に達した場合はその時点で締め切りといたします。

●留意事項

宮城県が実施する「宮城県地域医療介護総合確保事業補助金」において補助金交付の対象になる職員は本補助金の対象外です。

※採用5年以内の従業者が受講する場合は宮城県にご申請ください。

◆共同生活援助事業所における重度障害者支援加算の算定

以下の要件をどちらも満たすことで、重度障害者支援加算（ⅠまたはⅡ）を算定できます。

《要件の概要》

施設要件	○人員配置基準を超えた生活支援員の配置 ○サビ管又は生活支援員のうち1名以上が強度行動障害支援者養成研修（実践）修了者 ○実配置生活支援員の20%が強度行動障害支援者養成研修（基礎）修了者 ※加算の新規算定にあたっては障害者支援課へ事前申請が必要です。
対象者要件	○重度障害者等包括支援の対象となる方（Ⅰ） ○障害支援区分4以上かつ行動関連項目の合計点数10点以上の方（Ⅱ）